

検討案の第 2 回専門部会での検討結果について**<規制の考え方>**

- 本県の農業は、県民に新鮮で安全・安心な食料等を供給するとともに、良好な景観の形成や情操のかん養をはじめとする多面的機能を提供しています。
- 本県農業を持続的に発展させるため、平成17年10月に制定された神奈川県都市農業推進条例では、基本的施策の1つとして、県民等が県内産の食料等を供給し、及び利用するための生産体制及び販売体制の整備、食料等の円滑な流通の促進並びに県内産の食料等の銘柄の確立を通じて、地産地消を推進することを位置づけています。
- このため、遺伝子組換え農作物と一般農作物との交雑等を未然に防止し、のらぼう菜や大豆の津久井在来など本県独自品種の遺伝特性の保護及び一般農作物の品質の確保を図るとともに、遺伝子組換え農作物の栽培に対する県民の不安解消を図るため、開放系（野外）における遺伝子組換え農作物の栽培の規制について検討します。

<規制の検討案>**I 総則****1 目的**

- ① 遺伝子組換え農作物と一般農作物の交雑等の防止による、本県独自品種の遺伝特性及び県内農産物の品質確保を図ります。
- ② 遺伝子組換え農作物の開発に係る科学技術の発展と、農業生産活動との調整を図ります。
- ③ 適切な情報提供、規制措置により、県民の不安解消を図ります。

一般農作物とは、遺伝子組換え農作物と区別するため「遺伝子組換え」でない農作物を「一般農作物」としています。

交雑等とは、遺伝子組換え農作物と一般農作物との交雑のほか、遺伝子組換え農作物の種子や収穫物等が一般農作物のそれらとの混入することを含んでいます。

2 対象とする遺伝子組換え農作物の栽培

遺伝子組換え農作物の開放系（野外）での栽培を対象とします。

開放系（野外）での栽培とは、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）第2条第5項に規定する第1種使用等による栽培とします。

II 開放系一般栽培に関する規制

1 開放系一般栽培の許可

遺伝子組換え農作物の開放系一般栽培を行おうとする者は、あらかじめ知事の許可を受けることが必要です。

※ 遺伝子組換え農作物の交雑等を防止することが目的であることから、栽培計画の見直しや中止をさせることができる仕組みが重要。

※ その仕組みが担保できるのであれば、許可制、届出制は問題とならない。

2 許可の申請

許可を受けようとする者は、栽培開始前に申請書を知事に提出することが必要です。

3 説明会の開催

申請書を知事に提出しようとする者は、あらかじめ知事の定める範囲の者に対し、説明会を開催する必要があります。

① 隔離距離として定める範囲の地域で一般農作物を栽培する者と土地を所有する者、居住する者

② 遺伝子組換え農作物を栽培するほ場が所在する市町村の長並びに土地改良区の理事長、農業協同組合の代表理事、農業委員会の会長

③ 遺伝子組換え農作物の出荷の相手方

④ 隔離距離として定める範囲内の一般農作物を直接集荷する者

※ 説明会を開催する情報が確実に届くことが重要。

4 許可の基準

知事は、許可申請が知事の定める基準に適合しないときは、許可をしないこととします。

知事が定める基準については、専門部会によって検討されたもの。

※ 科学的な視点からは、国の基準で十分である。

5 遺伝子組換え農作物の交雑等防止措置評価検討委員会（仮称）の意見聴取

知事は、許可をしようとするときには、あらかじめ、申請に係る交雑等防止措置に関し、神奈川県遺伝子組換え農作物の交雑等防止措置評価検討委員会（仮称）の意見を聴くこととします。

6 許可の条件

知事は交雑等の防止に必要があるときは、許可に条件を付することができるものとします。

7 許可栽培者の遵守事項

許可を受けた者（許可栽培者）は、次に掲げる事項を遵守する必要があります。

① 管理責任者を置くこと。

② 栽培した遺伝子組換え農作物の処理等を記録し、所定の期間保管すること。

③ 交雑有無の確認のためのモニタリング措置を講じるとともに、交雑有無の確認

結果を栽培終了後、遅滞なく知事に報告すること。

- ④ 交雑等が生じた場合は、直ちに拡散防止措置を講じ、又は交雑等を生ずる恐れがある場合は、直ちに防止措置を講じるとともに、その状況を知事に報告し、指示に従うこと。

8 勧告等

- ① 知事は、許可栽培者が交雑等防止措置を適正に維持できなくなった場合等、所定の事由に該当するときは、開放系一般栽培の中止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとします。
- ② 知事は、許可栽培者がその勧告に係る措置を講じなかった場合には、必要な措置を講ずべきことを命じることができるものとします。

9 許可の取り消し等

- ① 知事は、許可栽培者が交雑等防止措置を適正に維持できなくなった場合等、所定の事由に該当するときは、許可を取り消し、変更し、条件を変更し、又は新たに条件を付すことができるものとします。
- ② 知事は、許可栽培者が、交雑が生じたときに報告を行わなかった場合等、所定の事由に該当するときは、開放系一般栽培の中止を命じることができるものとします。

10 情報の公開

知事は、許可申請の内容や栽培の終了、交雑有無の確認結果等の報告を受けた場合、報告の内容を公表することができるものとします。

※ 公表することが前提であることから、他の条例等を参考に。

11 手数料

許可を受けようとする者は、所定の手数料を納めなければならないものとします。

※ 手数料の合理性を説明できることが必要。

Ⅲ 開放系隔離ほ場試験栽培に関する規制

1 開放系隔離ほ場試験栽培の届出

- ① 遺伝子組換え農作物の開放系試験栽培を行おうとする試験研究機関は、事前に知事に届出をする必要があります。
 - ② 交雑等防止措置は、知事が定める基準に適合するものとします。
- ※ 国が承認しているものを許可制にすることは不可。

2 説明会の開催

【開放系一般栽培と同様の内容を規定】

3 届出試験研究機関の遵守事項

【開放系一般栽培の許可栽培者の遵守事項と同様の内容を規定】

4 勧告

知事は、届出試験研究機関が交雑等防止措置を適正に維持できなくなった場合等、所定の事由に該当するときは、開放系試験栽培の中止その他必要な措置を講じることを勧告することができるものとします。

※ 国が承認した試験栽培に中止命令を出すことは不可。

5 情報の公開

【開放系一般栽培と同様の内容を規定】

IV 神奈川県遺伝子組換え農作物の交雑等防止措置評価検討委員会（仮称）

- ① この条例によりその権限に属させられた事項その他遺伝子組換え農作物の交雑等防止措置評価検討委員会（仮称）（以下「評価検討委員会」という。）を設置します。
- ② 評価検討委員会は、前項の規定による評価、検証を行うほか、遺伝子組換え農作物に係る一般作物との交雑等防止措置に関し必要な事項について、知事に意見を述べるができるものとします。

V 雑則

1 情報の申出

県民は、交雑等が生じたと認められる情報、又は生じる恐れがあると認められる情報を入手したときは、知事に適切な対応をするよう申し出ることができます。

2 報告徴収等

知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可栽培者若しくは届出試験研究機関に対し、交雑等防止措置の実施状況その他必要な報告を求め、又はその職員にほ場等に立ち入り、遺伝子組換え農作物、施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとします。

3 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

4 罰則

次の各号のいずれかに該当する者は、所定の刑事罰に処すものとします。

- ① 許可を受けずに開放系一般栽培を実施した者
- ② 虚偽の申請をして許可を受け、開放系一般栽培を実施した者
- ③ 開放系一般栽培の中止命令に違反した者
- ④ 届出を行わないで開放系試験栽培を実施した者 等

その他

交雑等が生じた場合の補償制度については以下のとおり。

○ 規制の目的から

- ・ 今回検討している取組は、県民の安心を確保するために必要な限度での行為を規制するものであり、結果的に発生してしまう損害に対する責任を誰がどのように負うかについて定めるものではない。
- ・ 国全体で経済活動が行われている中で、補償制度などの経済的な仕組みを、一地方自治体で定めることは、適当ではない。
- ・ 経済的な議論からは、国で安全が確認されており、法で栽培を認めていることから、「補償するから自由に栽培させろ」という考え方が生まれやすくなる。
- ・ 補償制度は、栽培抑止効果につながっていない。（デンマーク、ドイツの例）
- ・ 消費者が安心できるよう、生産者と消費者の信頼関係が構築できるように、交雑等を未然に防ぐための手続きを定めることを目的とすべきである。

○ 補償制度の運用面から

- ・ 現在検討している手続きは、交雑が生じないことが前提であり、万が一や偶発の可能性のために、経済的補償を組み込むことは現実的ではない。
- ・ 現在検討している手続きの下で、交雑等の確率を考えると、交雑が起こること自体が想定できず、万が一、偶発的な交雑が生じたとしても、発見すること自体が不可能である。
- ・ 交雑が判明した段階では、植物体が無くなっている場合が多く、交雑の原因者である遺伝子組換え農作物の栽培者を特定することは困難である。
- ・ 一対一の原因究明が困難な状況の中で、補償制度を立ち上げるためには、補償のための基金等が必要となるが、基金の負担を遺伝子組換え農作物の栽培者に求めることは、実質的な栽培禁止措置と同様になる。
- ・ 他県との境で補償問題が生じた場合には、他県の影響による交雑の場合でも、補償を行う必要が生じる。
- ・ また、混入についても、遺伝子組換え農作物の輸入や意図せざる混入が認められている現状で、原因を特定することが困難である。

※ 以上のことから、**遺伝子組換えの農作物の交雑等に関する補償制度については、原因の特定や行政区域を越えた問題への対応の難しさ、事後的な責任の調整についてのルールの内容を構想することが難しい、EUでの状況などから、今回の規制には盛り込まないことが適当である。**